

---

税理士  
法人

# AIF事務所便り

---

2026.3.1/404号



---

## contents

---

- ◆ 令和8年税制改正案 税理士 今西崇男
  - ◆ 健康保険「扶養の130万円の壁」ルールが変わる
-

# 令和 8 年税制改正案 1

令和 8 年の税制改正案が公表されました。総選挙の結果や予算案の改正等があれば変更もあります。今後の対応、経営戦略の立案にお役立てください。

※本内容については、「令和 8 年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご注意ください。詳細は当事務所担当者にお聞きください。

## ① 所得税改正

### 1. 「年収の壁」178 万円への引き上げ

令和 6 年までは 103 万円でしたが、令和 7 年に 160 万円 に引き上げられ、今回さらに 178 万円まで引き上げられます。改正法が令和 8 年中に施行された場合は令和 9 年 1 月 1 日から、令和 9 年中に施行された場合は令和 10 年 1 月 1 日からの適用となります。

### 2. 基礎控除の引き上げ

所得税計算の基礎となる控除額です。今回の改正により、以下のとおり引き上げられます。

- ・本則部分：58 万円から 62 万円に引き上げ（4 万円増）
- ・特例部分：合計所得金額に応じて、最大 42 万円を加算（令和 8・9 年分）

結果として、年収 665 万円以下の納税者の基礎控除は、最大 104 万円（本則 62 万円＋特例 42 万円）となります。

### 3. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が 65 万円から 74 万円に引き上げられます。

### 4. 課税最低限の引き上げ

基礎控除と給与所得控除の引き上げにより、所得税の課税最低限は、令和 8・9 年で 178 万円（年収 665 万円まで）となります。

#### 適用時期

令和 8 年分以後の所得税に適用されます。令和 8 年は年末調整で対応し、源泉徴収への反映は令和 9 年からとなります。

#### 実務上のポイント

基礎控除の本則部分が 62 万円に引き上げられることに伴い、配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の所得要件も 62 万円（年収 136 万円）以下に引き上げられます。

勤労学生控除の所得要件は 89 万円（年収 163 万円）以下に引き上げられます。

## 令和 8 年税制改正案 2

### 5. 住宅ローン減税の延長と拡充～既存住宅・子育て世帯への支援強化～

住宅ローン減税は、住宅ローンの年末残高から一定率（0.7%）を所得税から控除する制度です。

#### 適用期限の延長

令和 7 年末が適用期限でしたが、今回適用期限が令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間延長されます。

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日に入居した場合に適用可能です。

#### 子育て世帯・若者夫婦世帯への上乗せ措置

19 歳未満の扶養する子のいる世帯、または夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯に対して、借入限度額の上乗せ措置が講じられます。適用時期は、令和 8 年 1 月 1 日以後に入居した場合から適用されます。

### 6. NISA の拡充～次世代の資産形成支援～

NISA（少額投資非課税制度）は、一定額の投資から生じた利益に対して税金がかからない制度です。

#### 拡充内容

対象年齢：0～17 歳

年間投資枠：60 万円 非課税保有限度額：600 万円 非課税保有期間：無制限

払出し制限：12 歳以後、子の同意を得て払出し可能。ただし、下記書類が必要となる。

- ・資金の用途が子どもの教育費や生活費の支払いのためのものであることを記載した書類
- ・子どもの同意書

適用時期：令和 9 年分以後

### 7. 暗号資産取引への分離課税導入～税率 20.315% への統一～

改正法が令和 8 年中に施行された場合は令和 9 年 1 月 1 日から、令和 9 年中に施行された場合は令和 10 年 1 月 1 日からの適用となります。

### 8. 超高所得者へのふるさと納税の上限設定～寄附額 438 万円で上限に到達～

令和 9 年寄附分から適用されます。

### 9. 防衛特別所得税の導入

所得税額に対し、税率 1% の新たな付加税として課されます。

適用時期は未定です。

# 令和 8 年税制改正案 3

## 10. 復興特別所得税の見直し

家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率が 2.1% から 1.1% に引き下げられます。同時に、課税期間が令和 19 年（2037 年）から令和 29 年（2047 年）までの 10 年間延長されます。

令和 9 年分以後の所得税に適用されます。

## 11. 青色申告特別控除の見直し～電子申告要件の追加～

青色申告特別控除は、複式簿記による記帳と青色申告により、所得から一定額を控除できる制度です。税務手続のデジタル化を推進する観点から、見直しが行われます。

### 65 万円控除

複式簿記による 65 万円控除を受けるためには、電子申告が要件として追加されます。

### 75 万円控除

以下の要件をすべて満たす場合、75 万円控除が適用されます。

- ・複式簿記による記帳
- ・電子申告
- ・優良な電子帳簿の保存または請求書データ等との自動連携のいずれかを行っている

### 10 万円控除

簡易簿記による 10 万円控除について、前々年の事業所得または不動産所得に係る収入金額が 1,000 万円超の者は対象外となります。

適用時期は、令和 9 年分以後の所得税に適用されます。

## ② 資産税改正

### 1. 事業承継税制の承継計画提出期限の延長

適用期限到来までの間、本税制を最大限活用できるよう、特例承継計画の提出期限を令和 9 年 9 月 30 日までの 1 年 6 か月延長されます。

### 2. 相続税評価は取得価額の 8 割、貸付用不動産の評価に 5 年ルール

被相続人等が課税時期前 5 年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（原則として、取得価額を基に算定）によって評価することとする。

#### 適用時期

令和 9 年 1 月 1 日以後に開始する相続、遺贈又は贈与により取得した貸付用不動産に適用されます。

# 令和 8 年税制改正案 4

## ③ 法人税改正

### 1. 賃上げ促進税制の見直し

- ・大企業（全企業）向けは、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止
- ・中堅企業向け（中小企業も利用可能）は、継続雇用者給与等支給額の引き上げ幅要件を 4%以上へ引き上げ、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止
- ・中小企業向けについては、教育訓練費の増額による税額控除率の上乗せ 10%を廃止

### 2. 防衛特別法人税創設

令和 8 年 4 月以降開始法人に適用

## ④ 消費税改正

### インボイス制度の経過措置見直し

#### 2 割特例から 3 割特例への移行

令和 8 年 9 月 30 日をもって 2 割特例が終了した後、個人事業者については、納税額を売上税額の 3 割とすることができる「3 割特例」が令和 9 年及び令和 10 年分の 2 年間に限り講じられます。

3 割特例の適用を受けるための事前の届出は不要です。

#### 免税事業者からの仕入れに係る経過措置の見直し

免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限が 2 年延長されるとともに、引き下げのペース・幅が緩和されます。

- ・令和 8 年 10 月～令和 10 年 9 月：仕入税額控除割合 70%
- ・令和 10 年 10 月～令和 12 年 9 月：仕入税額控除割合 50%
- ・令和 12 年 10 月～令和 13 年 9 月：仕入税額控除割合 30%

## ⑤ その他の改正

### 中小企業の少額減価償却資産特例の拡充

物価上昇を踏まえ、対象となる減価償却資産の取得価額が 30 万円未満から 40 万円未満に引き上げられます。適用期限も 3 年間延長されます。ただし、年間の限度額は改正がなく、年 300 万円までとなります。

特例は、令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日までの 3 年間延長が示されています。

# 健康保険「扶養の130万円の壁」ルールが変わる

## 健康保険の扶養内で働く人のルール変更

「扶養の範囲で働きたいけど残業があったらどうなるかな?」「繁忙期に収入が増えて130万円を超えてしまったら扶養から外れるの?」。パートやアルバイトで働く方はいつも考えているかもしれません。

従来の扶養認定の問題点は収入要件が「年収130万円未満」という基本ルールです。この年間収入の算定の仕方が曖昧で判断が難しい面がありました。過去の収入実績や現時点の収入で判断し残業代見込みも含め今後1年間の収入の見込み額を判定します。扶養となっていた人が繁忙期にたくさん働いた月がある場合、「このペースだと年収130万円を超える」と働き控えしたり、「本当はもっと働けるけれど、扶養を外れたくないからセーブしている」という方も多かったでしょう。

## 2026年4月からの新ルール

新ルールその1は労働条件通知書等に書かれた「**契約上の賃金**」をもとに**年間収入を見込みます**。具体的には「時給×労働時間×日数」が基準に満たなければ原則として扶養に該当します。

新ルールその2は**一時的な収入増では扶養を外れない**。当初の契約では想定されていなかった臨時的な収入（繁忙期の残業代、予定外の手当等）によって結果的に年収130万円を超えてもその一時的臨時収入が「社会通念上妥当な範囲」であれば扶養からは外れません。ただし、労働契約、労働条件の変更などで時給のアップや勤務時間の増加などがあつたときは、新しい労働条件通知書の内容で要件に該当しているかの確認が必要です。さらに契約内容を実態より不当に低く申告して基準を超えていた場合は扶養を取り消されることがあります。

## 今のうちに確認しておきたいこと

労働条件通知書がない場合は新しいルールは適用されません。従来通り勤務先からの収入証明によります。

労働条件通知書がない場合は勤務先に発行を依頼しましょう。

通知書の内容と実際の勤務状況が合っているか、大きく違うときは内容の見直しをしましょう。そして契約上の年収が基準額未満であるかを確認しましょう。



扶養に入る年齢によって収入基準は年収130万円、180万円、150万円と違ってきます。